

第3編

分野別施策の基本方針

第1章 防災・生活・環境～『頼もしさ』をつなぐまちをめざして～

第1節 市民の生活を守る『頼もしさ』をつくる

施策の方針

原子力発電所に対する更なる安全確保の取組と情報公開による透明性の確保を国及び事業者に対して強く求めます。また、万一の事故に備え、原子力防災対策を充実します。

土砂災害対策と水害対策の推進や建築物の耐震化の促進により、災害に強い社会基盤の整備を進めます。また、新庁舎は、災害時において防災及び危機管理拠点としての機能を発揮する施設として整備します。

市民の防災意識や知識の向上を図るとともに、防災士*の養成や地域防災リーダー*の育成により、地域防災力を強化します。また、コミュニティFM放送を利用した防災情報通信システムの導入のほか、災害時における要配慮者対策、災害備蓄品の確保など、防災・危機管理体制を強化します。

常備消防における消防車両・資機材などの更新や高度化を進めるとともに、消防団と自主防災組織の連携の強化など、消防・救急・救助体制を充実します。

施策の体系

第1節 市民の生活を守る『頼もしさ』をつくる

1 原子力発電所の安全性向上を追求する

(1)安全性と透明性の確保 (2)原子力防災対策の充実

2 自然災害に備えた対策を進める

(1)土砂災害対策・水害対策の推進 (2)災害に備えた防災インフラの整備

3 防災や危機管理機能を高める

(1)防災意識・知識の充実向上 (2)防災・危機管理体制の強化
(3)消防力の充実・強化

1 原子力発電所の安全性向上を追求する

現況と課題

本市は、「原子力発電は安全」という前提の下、国のエネルギー政策に協力して原子力発電と共存してきました。原子力発電については、高経年化対策や使用済燃料の中間貯蔵、高レベル放射性廃棄物の処理処分、核燃料サイクルなどを始めとした諸課題がありますが、福島第一原子力発電所事故により、原子力発電は絶対に安全とはいえなくなったことから、まずはその安全性の確保が何よりも重要です。

本市に立地する柏崎刈羽原子力発電所の安全確保及び更なる安全性の向上については、これまで国及び事業者の責任において取り組むよう求めてきています。

平成25年9月に柏崎刈羽原子力発電所6・7号機の適合性審査申請*が事業者より行われ、現在、原子力規制委員会が審査を実施しています。国及び事業者に対しては、審査の内容及び過程並びにその結果を市民に対して分かりやすく説明し、市民の不安を払拭するよう求めていくことが重要です。また、市としても、新規制基準*により原子力発電所の安全性がどの程度向上するか確認することが重要です。

福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、「柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）」及び「原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画」を策定し、原子力防災の充実・強化を図っています。しかしながら、万一の事故に備えた対応には、市だけでは解決できない課題も多く、国や県、防災関係機関と協議を進めながら、一つずつ解決していく必要があります。

また、様々な機会を通じ、原子力防災に関する普及啓発活動を行ってきました。今後は、防災活動の中心的役割を担う人材の育成や、より実践的な防災訓練を進めていくことが重要です。

原子力地域防災リーダー*研修

(単位：回・人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
開催回数	16	14	9	6	8
参加人数	292	326	237	158	238

【資料：防災・原子力課】



原子力防災リーダー研修会(消防団員防護服着用訓練)

主要施策の 基本方向

(1) 安全性と透明性の確保

福島第一原子力発電所事故のような原子力災害を二度と起こさないため、事業者に対しては、安全性に対する過信に陥らず、常に高いレベルの安全性を目指す努力を求め、新規制基準*が定める安全対策のほか、独自の安全対策について確認します。また、情報公開による透明性の確保を強く求めます。

一方、国に対しては、事業者が行う安全確保の取組が有効に機能しているかを確認するとともに、原子力防災対策における住民避難を始め、住民の安全と安心の確保に十分な責任を持つよう、強く求めます。

(2) 原子力防災対策の充実

万一の事故に備え、国、県、県内市町村や関係機関との連携を強化し、課題を一つずつ解決しながら、「柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)」及び「原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画」を充実するとともに、避難路や緊急輸送路となる幹線道路などの整備を促進します。

また、「原子力災害対策指針」に照らし、避難計画を含む緊急時の対応が具体的かつ合理的であるかを確認するため、原子力防災訓練の実施とその検証を重ね、計画の実効性を高めます。

さらに、ふれあい講座*や出前講座などを通じて、原子力防災対策に対する理解促進と普及啓発に取り組めます。

施策の目標指標

目標指標	現在値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
原子力防災対策に関する研修会等の開催回数 (ふれあい講座、出前講座、原子力地域防災リーダー*研修)	25 回	40 回
原子力防災対策に関する研修会等の参加人数	500 人	800 人

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
原子力広報等対策事業	原子力発電などに関する分かりやすい情報啓発ツールの整備・充実	国・県・市・事業者
原子力調査情報収集事業	原子力政策及び原子力防災に関する情報収集・整理	国・県・市・事業者
原子力防災対策事業	防災計画の修正及び防護資機材の維持管理 防災訓練や原子力防災対策に関する研修会の実施	国・県・市・事業者

2 自然災害に備えた対策を進める

現況と課題

近年、短時間強雨や集中豪雨などによる河川の氾濫や内水による浸水被害、土砂災害が全国の至る所で発生しています。

このため、本市においても河川、下水道雨水幹線や枝線の整備のほか、河川管理施設の老朽化対策、排水ポンプ場の適切な管理・運営が求められています。また、土砂災害の未然防止対策とともに、災害時の避難に関する迅速な情報提供など、総合的な対策が必要です。

東日本大震災以降、大規模災害時の避難路や緊急輸送路として、道路の重要性が再認識され、全国的に国土強靱（じん）化*の取組が進んでいます。その機能を果たすべき国道8号柏崎バイパスの早期完成を始め、道路ネットワークの強化を図ることが重要です。さらに、道路防災点検の実施により、道路法面などの危険箇所を把握し、その対策を進めることが重要です。

また、市民生活の安全を守るため、民間住宅を始め、集会所、ホテル、飲食店など、大勢の人が利用する特定建築物*の耐震性の向上に向けた取組を継続することが必要です。

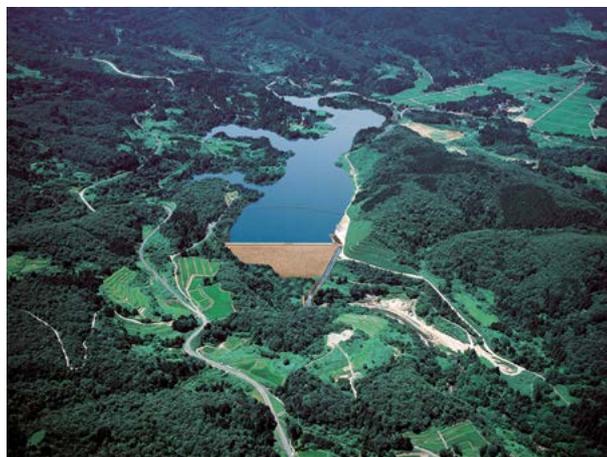
大規模災害が発生した場合、市庁舎は災害応急対策活動を行う重要な拠点となります。このため、新庁舎の整備に当たっては、その耐震性の確保はもとより、災害に即応できる拠点とすることが重要です。

民間住宅及び特定建築物の耐震化

(単位：%)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
民間住宅の耐震化率	79.6	80.3	80.9	81.3	81.7
特定建築物（民間）の耐震化率	—	—	86.5	87.4	90.5
特定建築物（公共）の耐震化率	—	—	85.7	88.8	92.3

【資料：建築住宅課】



鵜川治水ダム建設事業完成予定イメージ

主要施策の基本方向

(1) 土砂災害対策・水害対策の推進

増加する豪雨災害による被害を未然に防止するため、砂防・治山事業の推進を県に働き掛けます。

総合的な治水対策を進めるため、河川の改修、下水道雨水幹線・枝線及び治水ダムの整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理を行います。

また、河川水位や気象情報等の予測に基づき、災害の発生するおそれがある場合は、早期に避難勧告などを発令し、市民の安全確保に努めます。

(2) 災害に備えた防災インフラの整備

災害発生時の被害を未然に防止し、円滑な交通を確保するため、国道8号柏崎バイパスを始めとした幹線道路の整備を促進するとともに、道路法面などの防災点検と危険箇所への対策を進めます。

「柏崎市耐震改修促進計画」に基づき、建物所有者に対して耐震化の重要性を啓発し、耐震化を促進します。

新庁舎は、耐震性能を有する防災・危機管理拠点として適切に機能する施設として整備します。災害等により、ライフライン*が途絶した場合においても、応急対策期間となる最低3日間(最大7日間)の業務継続が可能となるよう、様々な検討を行います。

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
土砂災害ハザードマップ*（町内会別）作成数	66	174
民間住宅の耐震化率	81.7%	87.5%

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
治山・砂防事業	地すべり対策、がけ崩れ対策、土石流対策	県・市
治水事業・市街地低地部内水対策事業	二級河川の整備促進 鶴川治水ダムの整備促進	県
	準用河川、普通河川の改修と維持補修 鶴川治水ダムの周辺整備 柏崎雨水ポンプ場の改築更新、耐震補強 公共下水道事業（雨水幹線・枝線）の整備促進	市
道路防災対策事業	危険箇所の防災対策工事	市
木造住宅耐震改修費等補助金交付事業	民間木造住宅の耐震改修工事に対する支援	市
新庁舎整備事業	防災・危機管理拠点として適切に機能させるための整備検討	市

3 防災や危機管理機能を高める

現況と課題

近年、東日本大震災や熊本地震、各地の豪雨・土砂災害といった過去に類例を見ない大規模災害が発生しています。今後も、南海トラフ巨大地震などの発生が懸念されており、災害リスクが格段に高まっています。

このため、国や県の動向に即して、継続的に地震・津波災害対策及び風水害対策を見直すことが必要です。また、自然災害のほか、重大事件・事故、あるいは感染症の発生など、危機事案ごとに対応する体制を整備することも重要です。

本市ではこれまで、防災学校*や自主防災実技講習会を開催し、災害に対する市民の意識や知識の向上、地域防災リーダー*の育成や実践的な組織づくりに取り組んできました。また、「自らの地域は自らが守る」という考えの下、互いに近くで助け合う互近助による支え合いを啓発してきました。しかしながら、新潟県中越沖地震の発生から時間の経過とともに、防災意識の希薄化、地域防災リーダーの不足などが懸念されています。

このため、自主防災組織の活動を担う人材の育成や地域コミュニティにおける実践的な訓練、さらには教職員の防災研修の充実が必要です。

現在、運用しているアナログ防災行政無線は、国の無線規格の変更に伴い、平成34年12月以降使用できなくなることから、新たな防災情報通信システムを構築することが必要です。

常備消防は、市民及び事業所に対して火災予防を指導・PRするとともに、消防車両・資機材や消防施設などの整備と、職員の知識・技術の向上や士気の高揚などが欠かせません。加えて、原子力災害対策について、防災関係機関相互の連携の強化が必要です。

また、消防団は、近年、減少傾向にある団員をいかに確保するかが課題です。あわせて、団員の装備品、資機材の整備と教育・訓練の充実が必要です。

消防団員

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
消防団員数	1,472	1,483	1,476	1,456	1,446

【資料：消防総務課】

主要施策の 基本方向

(1) 防災意識・知識の充実向上《地域の宝・育成戦略》

地域防災力を強化するため、防災士*を計画的に養成し、全ての自主防災組織に配置することを目指します。また、避難行動要支援者*などの避難を円滑に進めるため、自主防災組織との連携・協力を強化します。

関係団体と連携し、防災まちづくりの普及啓発に向けた地域防災リーダー*などの人材の育成に努めます。また、子どもたちの命を守る備えとして、防災教育プログラム*を活用するなど、地域や学校の特性をいかした防災教育を推進します。

市民の防災意識の向上を図るため、新潟県中越沖地震メモリアル「まちから」を活用して、過去の被災経験を継承し、その教訓を発信します。

(2) 防災・危機管理体制の強化

「柏崎市地域防災計画」に新たな知見を取り入れ、災害予防、応急対策、復旧・復興計画の各分野の見直しを進めるとともに、災害対応マニュアルや災害事象に応じたハザードマップ*を充実し、防災体制を拡充します。

コミュニティFM放送を利用した防災情報通信システムを整備します。ラジオ難聴地域を解消しながら、屋外子局は従来と同じ運用ができるようにするとともに、屋内は自動で起動する緊急告知ラジオを導入します。

また、SNS*を活用した防災アプリケーションなど、新たな情報伝達手段を活用するほか、一括配信が可能なシステムを構築することにより、市民への迅速かつ確実な災害情報の伝達に取り組めます。

災害や事件・事故発生時における医療体制の確保のほか、優先度に応じた業務に迅速かつ適切に対応できる業務継続体制を整備するとともに、職員の防災・危機管理意識の向上を図ります。

(3) 消防力の充実・強化

火災予防を指導・PRするとともに、複雑多様化・大規模化する災害に対応するため、消防車両・資機材などの更新及び高度化を推進します。また、消防施設などの改修を計画的に進めるとともに、救急救命士を始めとした各種有資格者を養成します。

原子力災害対策を充実するため、事業所自衛消防隊への訓練指導を強化するとともに、職員の放射線防護資機材を拡充します。

地域に密着した自主的な防火・防災体制を構築するため、消防団への加入を促進し、消防団と自主防災組織の連携を強化します。

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
防災士*養成講座による資格取得者数	—	50 人／年
人口千人当たりの消防団員数	16.5 人	17.0 人

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
自主防災組織育成事業	防災士養成講座の開設	市
防災訓練事業	自主防災組織を主体とする地域特性に応じた訓練の実施 防災関係機関等の相互協力体制の構築	市・地域・関係機関
防災情報通信システム整備事業	コミュニティ FM 放送の利用による複層的に情報配信が可能な防災情報通信システムの整備	市
予防業務事業	防火広報及び火災予防イベントを通じた火災予防の啓発	市
常備消防車両整備事業	複雑多様化・大規模化する災害に対応する消防車両の更新整備	市
消防団装備事業	消防団員の安全を確保する装備品の整備	市



新潟県消防防災航空隊との合同訓練

第2節 快適な生活環境を支える『頼もしさ』をつくる

施策の方針

持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、バス路線の幹線交通と支線交通の接続改善や自動車から公共交通への利用の転換を促すモビリティマネジメント*を推進し、地域生活交通を確保・維持します。また、新幹線と信越本線の確実な接続や優等列車等の運行本数の確保などにより、鉄道の利便性の向上を図ります。

生活に身近な安全を確保するため、安定した道路除雪体制を構築するとともに、除排雪が困難な地域や世帯に対する支援を行います。また、交通安全対策や防犯対策の推進、安全な消費生活の確保に取り組みます。

良好な生活環境を維持するため、水道施設や生活排水処理施設などのライフライン*機能を保全するとともに、老朽化の進んでいる公共施設の計画的な対策を進めます。また、ガス事業は、公営企業では出来なかったサービスの享受や、永続的に発展することによる地域経済への寄与などを目的に、平成30年4月に民営化します。

増加する空き家に対して適正管理に向けた行政指導を強化するとともに、利活用を推進します。

市民一人ひとりが所有する多様な情報端末を快適かつ確実に利用できるよう、情報通信環境の向上に努めます。

施策の体系

第2節 快適な生活環境を支える『頼もしさ』をつくる

1 持続可能な公共交通ネットワークを構築する

- (1) 地域生活交通の確保・維持 (2) 鉄道の利便性の向上

2 生活に身近な安全を確保する

- (1) 冬期間における快適な生活と道路交通網の確保 (2) 交通安全対策の推進
(3) 犯罪を未然に防ぐ地域づくりの推進 (4) 安全な消費生活の確保

3 良好な生活を支える環境を守る

- (1) ライフライン機能の保全 (2) 空き家の適正管理と利活用の推進
(3) 快適な生活環境の維持 (4) 環境衛生機能の保全
(5) 情報通信環境の向上

1 持続可能な公共交通ネットワークを構築する

現況と課題

市内のバス路線は、高速バス、柏崎・長岡線などの幹線、公共公益施設を結ぶ市街地循環線、柏崎駅を中心に放射状に展開する郊外線のほか、中山間地域などにおける地域内交通の運行により、高齢者や学生を始めとした自動車を運転しない市民の重要な移動手段となっています。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の同時進行、自家用車の普及などにより、各地域には一定の需要があるものの、路線バス利用者数は、減少傾向にあります。

このため、市街地循環バスと郊外線を有機的に結ぶことなどにより、バスの利便性を高め、市民の生活の足を確保することが必要です。

北陸新幹線が金沢まで開業したことに伴い、本市は上越新幹線と北陸新幹線に近接する地域となり、首都圏方面だけでなく、北陸及び関西方面への移動の利便性が高まりました。

一方で、2つの新幹線の狭間に位置する地域として、高速鉄道体系の一端を担う信越本線の利便性の向上が求められており、上越地方と中・下越地方との人的流動の分断、ひいては県土の分断を回避することが必要です。また、国土強靱（じん）化*に向けた日本海縦貫高速鉄道体系*構築への対応が求められています。

バス・鉄道の利用

(単位：千人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
柏崎市内発着バス乗客数	737	700	704	627	629
柏崎駅乗車人員数	709	698	695	656	635

【資料：企画政策課】



柏崎市民号で利用される団体臨時列車「リゾートやまどり」

主要施策の 基本方向

(1) 地域生活交通の確保・維持

持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、「柏崎市地域公共交通網形成計画」に基づき、バス路線の幹線交通と支線交通の接続を改善します。また、地域ごとに異なるニーズに対応した地域内交通の確立に取り組みます。

あわせて、公共交通の利用を促すモビリティマネジメント*を強化するため、地域が主体的に運営するコミュニティバス*やデマンドバス*、乗合タクシー*などの運行を支援し、身近な移動手段を確保します。

さらに、公共交通の利用促進に向けた市民意識を醸成します。

(2) 鉄道の利便性の向上

鉄道の利便性の向上を図るため、上越新幹線及び北陸新幹線と信越本線等在来線との確実性・速達性の高い接続と、特急や快速列車などの優等列車等の運行本数の確保を図ります。また、冬期間の強風に伴い、鉄道の運行に支障が出ないように、関係機関に対して改善を要望します。

鉄道の利便性の向上を県全体の課題として捉え、全県的な取組を進めるとともに、鉄道関係諸団体、経済界などとの連携を推進します。

さらに、日本海縦貫高速鉄道体系*における鉄道高速化や新幹線・在来線直通化等の研究を進め、その早期実現を目指します。

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
コミュニティバスやデマンドバス、乗合タクシーの1日平均乗車人員数	41 人/日	43 人/日
柏崎駅の1日平均乗車人員数	1,739 人/日	1,700 人/日

※過去5年間の1日平均乗車人員数の減少幅から将来値を推計すると、平成33年度は1,520人/日程度となるが、利便性の向上を図ることで減少幅を抑え、1,700人/日の利用を目標とする。

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
路線バス確保事業	バス路線の状況確認、分析による見直し スタンプラリーなど、路線バス利用促進事業の実施 国や県と協調したバス事業者に対する支援	市・事業者
西山町地区路線バス確保事業	西山町地区路線バス「にしやま号」の維持管理	市
鉄道等活性化事業	鉄道利用の促進による市民のマイレール意識*の醸成	県・市・事業者

2 生活に身近な安全を確保する

現況と課題

降雪期における安全な道路交通を確保するため、迅速な除雪作業が求められている一方で、道路除雪委託事業者の確保が課題となっています。また、高齢化の進行に伴い、自ら雪処理を行うことが困難な世帯が増加しています。このため、安定的で地域の実情に応じたきめ細かな除雪体制を整備することが必要です。

屋根の雪処理における高齢者の転落事故などが増加していることから、冬期間の安全確保及び除排雪時の負担を軽減するため、克雪住宅の整備を推進していくことが必要です。

交通事故発生件数、負傷者数は減少傾向にある一方で、高齢者が関わる事故は発生件数全体の3割を超え、増加傾向にあります。このため、高齢者が事故の被害者あるいは加害者とならない取組を進めることが必要です。

マスメディアでは連日のように凶悪事件が報道され、暮らしの安全・安心に対する市民の関心が高まっています。安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、「犯罪の被害に遭わない」、「犯罪を起こさない」ための教育が必要です。また、「地域の安全は自ら守る」という市民の防犯意識を醸成し、犯罪を抑止する取組を計画的に行っていくことが重要です。

特殊詐欺や悪質商法など、その手法が時代と共に変化していることから、消費者教育・啓発を通じ、市民の防犯意識を高めることが必要です。また、高齢者が狙われる傾向があるため、地域や関係機関が連携し、見守り体制を構築することも大切です。

交通事故及び刑法犯

(単位：件・人)

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
交通事故発生件数	205	230	206	143	126
交通事故による死者数（うち高齢者数）	3(2)	5(3)	2(1)	6(3)	2(2)
刑法犯認知件数	723	667	529	438	436

【資料：柏崎市交通事故概況（柏崎警察署）】



園児による交通安全の呼びかけ

主要施策の 基本方向

(1) 冬期間における快適な生活と道路交通網の確保

降雪期における市民生活の安全・安心な生活を確保するため、地域、関係機関、民間事業者との連携による安定した道路除雪体制を構築するとともに、過疎化や高齢化により除排雪が困難な地域に対し、住宅の克雪化のための支援を行います。

また、自ら雪処理を行うことが困難な世帯に対しては、地域の実情に応じたきめ細かな除雪体制を整備できるよう支援し、地域ぐるみで支え合う体制をつくります。

(2) 交通安全対策の推進

警察及び関係機関などと一体となり、交通安全意識の普及啓発活動を行います。

また、高齢者が交通事故の加害者あるいは被害者とならないよう、体験・実践型の交通安全活動を取り入れた交通安全教育の充実を図るとともに、公共交通機関の利用促進に向けた意識を醸成します。

(3) 犯罪を未然に防ぐ地域づくりの推進

犯罪を未然に防ぐため、「意識づくり」、「地域づくり」、「環境づくり」の3本の柱を基本方針とし、地域や防犯関係団体と連携しながら市民の自主防犯意識の高揚を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めます。

(4) 安全な消費生活の確保

消費者保護のため、消費生活センターの機能を充実するとともに、関係機関と連携して消費者教育・啓発を推進し、消費者自らの知識や判断力の向上を図ります。



豪雪地域での屋根雪処理

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
除雪機械の更新台数（累計）	50 台	78 台
交通事故発生件数	126 件 （平成 27 年）	100 件 （平成 33 年）
柏崎市内の刑法犯認知件数	436 件 （平成 27 年）	350 件 （平成 33 年）
消費生活センターの相談件数	609 件	700 件

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
除雪車購入事業	老朽化した除雪機械の更新	市
消融雪施設整備事業	老朽化した消融雪施設の更新	市
冬期集落安全・安心確保対策事業 （ソフト事業）	過疎化、高齢化が深刻な集落における道路 や住宅の除排雪作業及び見守り作業への支 援	市
地域で支え合う除雪支援事業	自力で除雪が困難な世帯に対して、町内会 等が行う除雪作業への支援	市・町内会
克雪すまいづくり支援事業	克雪住宅の整備に対する支援	市
交通安全対策事業	関係機関等と連携した交通安全教育・交通 安全指導の実施	市・関係機関・地域団体
地域安全対策事業	広報啓発活動、地域防犯リーダー*の育成 町内会等が管理する防犯灯のLED化に対す る支援	市・関係機関・地域団体・ 町内会
地域安全対策施設整備事業	防犯灯の設置に対する支援	市
消費者対策事業	消費生活相談、消費者向け教育の実施 消費者団体の活動に対する支援	市



中学生への消費生活啓発講座

3 良好な生活を支える環境を守る

現況と課題

ガス事業はこれまで、柏崎市ガス事業検討委員会の答申を踏まえ、事業の民営化の検討を進めてきました。民営化を進めるに当たっては、公営で行ってきた市民サービスが低下しないような事業譲渡を行うことが重要です。

水道施設は、耐用年数を超えた管路が多く、配水池や浄水処理施設等と共に耐震性が低い状況にあることから、施設のダウンサイジング*による計画的な投資及び効率的な経営が求められています。

下水道施設は、今後、国の新制度に基づいたストックマネジメント*計画を策定し、より効率的な改築更新を進めることが求められています。また、浄化槽への早期転換を促進することが必要です。

管理不全な空き家が増加し、近隣の住民から多くの相談が寄せられています。このため、管理不全な空き家の削減に向けた取組と空き家にさせないための対策が必要です。

公園施設は、建設後40年を経過し、老朽化が進んでいる施設もあるため、計画的な施設の維持修繕、改築更新が必要です。

公営住宅は、老朽化の進行やライフスタイルの変化などによる居住水準の低下という問題が見受けられます。このため、施設の長寿命化を図るとともに、子育て世帯や高齢者世帯が入居しやすい住環境の整備を推進することが必要です。また、民間住宅についても、住環境の向上と定住の促進に向けた新たな住宅支援策の検討が必要です。

大規模災害の被災時における迅速な復旧に寄与し、また、平時には土地取引の円滑化や土地資産の保全を図る地籍調査の必要性が求められています。

老朽化が進んでいる廃棄物処理施設や斎場は、施設能力の機能保全に向けた整備・更新を行うことが必要です。また、墓園は、社会的変化に伴う墓地や埋葬に対する考え方の変化に対応することが必要です。

情報通信環境は、スマートフォン等の情報端末の爆発的な普及により、公衆無線LAN*等、新たな基盤整備が求められています。公衆無線LANが未整備の公共施設については、住民ニーズに基づき、整備の必要性を検討することが必要です。

コミュニティFM放送は、一部地域で聴くことができない状況にありますが、難聴地域の解消を図りながら、災害情報伝達等の活用策を検討していくことが必要です。

上水道施設

(単位：km・m)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
水道老朽管の入替 (km)	5.2	5.1	3.4	6.1	5.2
基幹管路の耐震化 (m)	205	980	999	342	491

【資料：ガス水道局施設課】

主要施策の 基本方向

(1) ライフライン機能の保全

平成30年4月にガス事業を民営化します。民営化に当たっては、更なる市民サービスの向上が図られる事業譲渡を行います。

安定した上下水道サービスを提供するため、施設の重要度や規模等を検討し、計画的な改築更新、耐震補強を進めます。また、みなし浄化槽(単独処理浄化槽)世帯に対する浄化槽への早期転換を促進します。

(2) 空き家の適正管理と利活用の推進

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、増加する空き家の実態を把握し、「柏崎市空家等対策計画」を策定します。

管理不全な空き家は、適正管理に向けた助言・指導、勧告、命令を行うとともに、行政による除却などを検討します。また、定住を促進するため、空き家のリフォームに対する支援を継続するほか、関係団体との連携を強化し、空き家に対する情報提供を進めるなど、利活用の推進に向けた新たな支援策を検討します。

(3) 快適な生活環境の維持

快適で潤いのある公園環境を提供するため、「柏崎市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に施設の維持修繕、改築更新を進めます。

老朽化した公営住宅は、「柏崎市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理、修繕を進め、良質な住環境を確保します。また、民間住宅は、住環境の向上と定住の促進に向け、住宅リフォームに対する支援に加え、更なる支援策を検討します。

地籍調査について、調査実施に必要な予算や職員の確保と費用対効果などの検討を踏まえながら、取り組みます。

(4) 環境衛生機能の保全

老朽化が進んでいる廃棄物処理施設は、搬入量の変化や搬入物の性状の変化に対応した延命化又は更新の方針を決定し、対策を進めます。

斎場は、設備更新、火葬炉の全面改修などを継続して進めます。また、墓園は、社会環境の変化に合わせた墓地の在り方と共に、合同墓などの調査研究を行います。

(5) 情報通信環境の向上

パソコン、携帯電話、タブレット等の多様な情報端末を快適かつ確実に利用できるよう、関係機関と連携しながら、情報通信環境の向上を図ります。

公共施設への公衆無線LAN*の整備について、施設の状況等を見ながら整備の必要性を検討します。また、コミュニティFM放送は、防災情報通信システムの構築に併せて、難聴地域の解消を目指します。

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
水道管路の耐震化率	31.5%	34.9%
管理不全な空き家の削減件数（累計）	29 件	65 件
長寿命化計画に基づく公営住宅改修実施棟数（累計）	8 棟	18 棟
ごみ最終処分場埋立量	3,307 t	2,971 t
コミュニティ FM 放送の難聴地域	31 町内会	0 町内会

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
ガス事業の民営化	平成 30 年 4 月に事業譲渡	市
水道施設耐震化事業	水道管路、浄水施設の耐震化	市
下水道施設更新事業	下水道施設（汚水）の改築更新、耐震補強	市
浄化槽設置整備事業	公共下水道、農業集落排水事業区域外の合併処理浄化槽設置者に対する支援	市
空き家対策事業	柏崎市空家等対策計画の策定 空き家の利活用に対する支援 特定空家*の削減	市
都市公園整備事業	計画的な都市公園の改築更新	市
市営住宅整備事業	計画的な市営住宅の施設整備	市
住まい快適リフォーム事業	個人住宅のリフォーム工事に対する支援	市
ごみ処理施設整備事業	施設機能の保全及び今後の方針の決定と対策	市
し尿処理施設整備事業	施設機能の保全及び今後の方針の決定と対策	市
ごみ最終処分場整備事業	施設の延命化と安定処理	市
斎場施設整備事業	大規模改修計画に基づく修繕や改修	市
IT 戦略事業	公共施設への公衆無線 LAN*整備の検討	市
防災情報通信システム整備事業	コミュニティ FM 放送の難聴地域の解消	市

第3節 社会基盤の整備による『頼もしさ』をつくる

施策の方針

平時には地域間の連携や交流、物流を支え、災害時には避難路や緊急輸送路となる社会基盤を機能的に整備します。国道8号柏崎バイパスを始め、国県道や優先性の高い都市計画道路などの幹線道路の整備を進めるとともに、市民生活に身近な生活道路を計画的に整備します。

柏崎港は、港湾施設や周辺環境の整備を促進し、物流の増加に向けたポートセールス*を推進するとともに、災害時における防災拠点としての機能を強化します。

また、人と物が行き交うにぎわいのある港を目指し、港や周辺施設を活用したマリレジャーなどのイベント情報を全国にPRし、港の活性化に取り組みます。

老朽化が進み、今後大きな負担が予想される道路や橋りょう等は、計画的な点検や適切な修繕を実施します。

施策の体系

第3節 社会基盤の整備による『頼もしさ』をつくる

1 社会基盤を機能的に整備する

- (1) 幹線道路ネットワークの整備
- (2) 生活道路の整備
- (3) 港湾機能の保全と港の活性化

2 安全な道路網を確保する

- (1) 道路や橋りょうなどの計画的な保全

1 社会基盤を機能的に整備する

現況と課題

幹線道路は、人の移動や物流の中心となり、経済活動には欠かせず、災害時の避難経路としても重要な役割を担います。しかしながら、未改良区間が多く残っているのが現状です。特に、国道8号柏崎バイパスの供用開始区間は一部にとどまっていることから、全線開通に向けた整備を促進することが必要です。

また、都市計画道路は、優先性の高い路線から整備していますが、引き続き交通渋滞の解消や防災上重要な路線から整備を進めていくことが必要です。

市道の改良率は約50%、舗装率は約83%ですが、集落内の未改良区間は幅員が狭いため、緊急車両の通行や除雪作業に支障が出ています。順次、市道の整備を進めていますが、各地域から様々な要望が数多く寄せられており、集中的な投資による早期完了が難しい状況にあります。また、歩道の整備やバリアフリー*化による安全性の向上などが求められています。

柏崎港は、コンテナ貨物を取り扱える設備がないため、物流の拡大が厳しい状況にあります。しかしながら、新潟県中越沖地震の際には、避難者支援や物資の輸送、給水活動等、防災拠点として重要な役割を果たしました。今後、予想される太平洋側の震災時の代替港としての役割を担うためにも、港湾機能の強化及び保全に向けた環境の整備が求められています。

柏崎港西埠頭は、平成26年6月から防波堤を釣り場として一般開放され、港のにぎわい創出の一助となっています。港利用者の拡大に向け、マリレジャーや観光クルーズ船の誘致など、港の活性化に向けた取組を全国にPRしていくことが必要です。

幹線道路

(単位：m・%)

区 分	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
一般国道計（8路線）	118,132	113,831	96.4	118,132	100.0
県道計（37路線）	221,837	176,278	79.5	212,609	95.8
主要地方道（11路線）	111,372	88,238	79.2	107,938	96.9
一般県道（26路線）	110,465	88,040	79.7	104,671	94.8
都市計画道路（25路線）	53,740	33,285	61.9	29,871	55.6

【国県道資料：維持管理課（平成27年3月31日現在）】

【都市計画道路資料：都市政策課（平成28年3月31日現在）】

主要施策の 基本方向

(1) 幹線道路ネットワークの整備

中心市街地と郊外部とのアクセス向上のため、国道8号柏崎バイパスを中心に、国道の整備促進を国や県に働き掛けます。

都市計画道路は、市街地交通の円滑化や災害避難路網の形成のため、優先性の高い路線区間から整備を進めます。

(2) 生活道路の整備

生活道路として利用する沿線住民の安全性、利便性及び快適性を高めるため、早期に事業効果を発揮できるよう計画的に市道の整備を進めます。

通学路の安全性を確保するため、「柏崎市通学路交通安全プログラム」に基づいた適切な対策を検討し、歩道を整備します。

(3) 港湾機能の保全と港の活性化

国際貿易港としての役割を担う港として、柏崎港を利用する事業者へのポートセールス*を強化するとともに、物流機能や港湾機能を維持・強化するため、港湾管理者である県に対し、港湾施設と周辺環境の整備促進を働き掛けます。

柏崎港周辺のにぎわいを創出するため、みなとオアシス*の登録に向けた取組を進めるとともに、観光交流センター「夕海」を始めとする柏崎港周辺の施設を活用した取組を進め、これらの情報を全国に発信します。



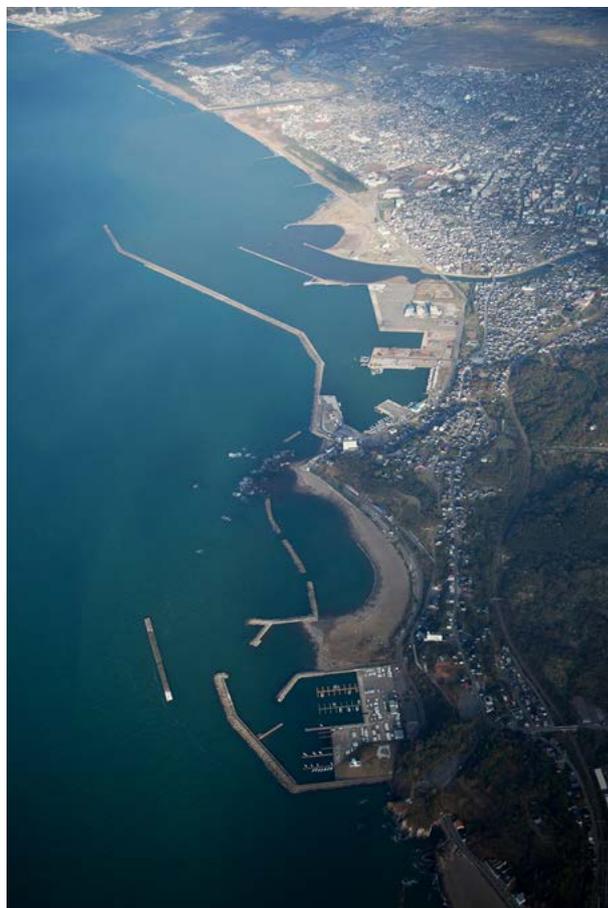
国道8号柏崎バイパス(出典:国土交通省長岡国道事務所)

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
都市計画道路の改良率	61.9%	64.4%
市道改良率	49.6%	50.8%
柏崎港の年間貨物総取扱量	177,070 t	189,000 t

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
幹線道路整備事業	国道 8 号柏崎バイパスの早期全線供用開始に向けた事業の促進	国
	国道 352 号（荒浜バイパス）、国道 353 号（石黒バイパス）などの整備促進	県
	市道柏崎 9-67 号線（上田尻地内）、市道柏崎 10-158 号線（柳田町地内ほか）、市道柏崎 8-172 号線（横山地内）、市道柏崎 7-20 号線（幸町地内）などの整備	市
都市計画道路整備事業	日吉町桜木町線（比角工区）の整備 栄田松波町線・宝田北斗町線の整備に向けた検討	市
生活道路整備事業	沿線住民の生活を支える市道の整備	市
交通安全施設等整備事業	通学路における歩道等の整備	市
港湾管理事業	港湾区域内における航路等の確保や施設整備 ポートセールス*やみなとオアシス*の登録など、にぎわいの創出に向けた取組の強化	県・市



柏崎港

2 安全な道路網を確保する

現況と課題

市が管理する道路や橋りょうは、高度経済成長期に整備されたものが多くを占めています。このため、施設の老朽化が進み、今後の改修や補修に多額の費用が必要となります。

道路施設の維持管理は、予防保全型*による長寿命化を進めており、特に橋りょう、トンネルなどの重要構造物は、法律により点検が義務付けられているため、計画的な点検を実施することが重要です。

橋りょうの長寿命化

(単位：橋)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
橋りょう長寿命化修繕 (累計)	33	38	42	48	55

【資料：都市整備課】



トンネル定期点検

主要施策の 基本方向

(1) 道路や橋りょうなどの計画的な保全

道路ストック*の保全と長期的な修繕コストを抑制するため、「柏崎市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、新たに策定する道路施設の個別施設計画及び「柏崎市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な点検や適切な修繕を実施します。

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
橋りょう長寿命化修繕（累計）	55 橋	91 橋

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
橋りょう修繕事業	損傷した橋りょうの修繕	市
道路補修事業	市道の損傷箇所の補修	市



坂向橋



青海川海岸清掃(ECO2プロジェクト)

第4節 豊かな環境を守る『頼もしさ』をつくる

施策の方針

再生可能エネルギー*などの次世代エネルギー*の利用促進及び公共施設における省エネルギー設備の導入など、地球温暖化対策の推進と併せて、市民一人ひとりの環境意識の向上に取り組みます。

ごみの適正処理及び発生抑制・再使用・再生利用に対する市民意識を高めるとともに、ごみの減量化や資源化に貢献する市民、事業者などを支援します。

豊かな自然環境、生物多様性*の保全に対する市民の意識啓発を進めるとともに、不法投棄の防止や公害発生の未然防止に努め、豊かな自然環境を守ります。

施策の体系

第4節 豊かな環境を守る『頼もしさ』をつくる

1 地球温暖化対策を進める

- (1) 次世代エネルギーの活用による温暖化対策の推進
- (2) 温暖化対策に対する意識啓発

2 資源を有効活用する

- (1) ごみの適正処理の推進
- (2) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

3 美しい自然を守る

- (1) 生物多様性の保全に対する意識啓発
- (2) 不法投棄の防止と環境美化の推進
- (3) 公害防止対策の推進

1 地球温暖化対策を進める

現況と課題

国の「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス*削減目標を2030年度までに2013年度比マイナス26%、また、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」の温室効果ガス削減目標は、2013年度比でマイナス約40%と設定されています。

本市では、特に全国平均より高い民生業務部門、運輸部門の温室効果ガス排出量の削減を進めることにより、平成28年度の市内の二酸化炭素排出量を平成2年度値まで削減することを目標としています。

しかしながら、平成25年度の温室効果ガス排出量は、平成2年度比で約9%増加し、特に家庭・業務の民生部門からの排出量の伸びが大きくなっています。このような状況の中、国の削減目標を達成するためには、現在の温暖化対策だけでは不十分であることから、化石燃料の消費削減や再生可能エネルギー*の活用が必要です。

また、原発依存度を可能な限り低減させるという国の「エネルギー基本計画（第四次）」の考え方に沿って、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入など、エネルギーの構造転換を図ることが求められています。エネルギーのまちとして歩んできた本市が「新たなエネルギーのまち」を目指すためには、地域における未利用エネルギーを資源として、効率的・効果的な利活用を進めるとともに、環境関連産業の育成などが重要です。

しかしながら、再生可能エネルギーなどの次世代エネルギー*の活用には、経済性や安全性などの面で課題があり、十分な検討が必要です。

国の新たなエネルギー政策を踏まえ、現在のエネルギー需給の在り方を見直し、ライフスタイルやまちづくりを含めた、より環境にやさしい社会システムを構築し、効率の良いエネルギーの利用で快適な生活を送ることができる、持続可能な地域社会への転換を図ることが必要です。

地球温暖化に対しては、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」とともに、当面避けることができない気候変動による環境変化に対処する「適応策」にも取り組んでいくことが重要です。

ECO2プロジェクトへの参加

(単位：社)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
参加登録事業者数	200	212	214	223	222

【資料：柏崎市の環境】

主要施策の 基本方向

(1) 次世代エネルギーの活用による温暖化対策の推進《産業イノベーション戦略》

エネルギーの効率的・効果的な利活用による温暖化対策を推進するため、公共施設に対しては、省エネルギー設備の導入と再生可能エネルギー*の活用や蓄電池の利用促進、バイオマス*などの未利用エネルギーの有効活用に取り組みます。

また、一般住宅・事業所には、省エネルギー設備の導入を促進するとともに、EMS*による消費電力の制御・管理などを行うスマートハウス・ビル*への理解促進に取り組みます。

さらに、エネルギーの有効活用が図られるスマートコミュニティ*の形成や利用時に二酸化炭素を排出しない燃料電池自動車（FCV）*など、水素の導入・活用に向けた研究を進めます。

これらの取組と併せて、これからのまちづくりにおける次世代エネルギー*の活用の方向性を示す「地域エネルギービジョン」を策定します。

(2) 温暖化対策に対する意識啓発

小・中学校を対象とした環境教育を始め、地域の人材や環境資源を活用した教育により、市民一人ひとりの環境意識の向上を図るとともに、新潟県地球温暖化防止活動推進員など、環境保全活動を推進する人材の育成に取り組みます。

また、事業者に対しては、省エネルギー診断*の受診を促すことにより、環境に配慮した設備の導入を促進します。

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
ECO2 プロジェクト参加登録事業者数	222 社	300 社
低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助件数	21 件	30 件
温暖化対策等教室参加人数	1,245 人	1,470 人

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
バイオマスタウン等推進事業	バイオマス発電の可能性調査	市
ECO2 プロジェクト事業	事業者の環境行動に対するエコポイントの付与	市・事業者
低炭素型設備機器導入補助事業	低炭素型設備機器導入に対する支援 地中熱ヒートポンプによる融雪装置設置に対する支援	市・市民・事業者
スマートコミュニティ推進事業	スマートコミュニティの形成に向けた調査・検討	市・事業者・大学
次世代エネルギー活用検討事業	地球温暖化対策の推進に向けた次世代エネルギーの活用の方向性を示す「地域エネルギービジョン」の策定	市・事業者・大学
地球温暖化対策推進事業	小・中学校を対象とした柏崎市版環境教育プログラムの構築	市・小・中学校

2 資源を有効活用する

現況と課題

ごみの排出量は、平成21年10月の家庭ごみの有料化以降、漸減傾向にあります。ごみの減量化に対する教育・啓発活動など、ごみの発生抑制への取組が求められています。

リサイクル率も近年、減少傾向にあることから、これらを改善するための意識啓発を進める必要があります。

家庭系一般廃棄物の収集運搬は、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物（16品目）に分けて収集していますが、各町内ごみステーションには、依然として分別されていないごみや処理困難物が排出されている状況にあります。

また、事業系一般廃棄物の中にも、産業廃棄物として処理しなければならないものが混在していることがあるため、市民に対する適正なごみの出し方及び排出事業者に対する適正処理の周知が必要です。

ごみの排出量

(単位：t・g・%)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
排出量 (t)	32,762	32,191	31,251	30,589	29,947
1人1日当たりの排出量 (g)	998	985	966	954	945
リサイクル率 (%)	21.9	20.6	20.3	19.7	19.9

【資料：クリーン推進課】



圧縮減容機から排出された
プラスチック製容器包装のボール

主要施策の 基本方向

(1) ごみの適正処理の推進

家庭や事業者に対する廃棄物の分別の周知徹底を図り、ごみの減量化・資源化を進めるとともに、ごみの適正かつ安全な処理を推進します。

(2) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

学校教育や社会教育、事業者周知などの様々な機会を通じ、ごみの減量やリサイクルの必要性に対する市民や事業者の意識啓発を進め、環境への関心を高めます。

また、ごみの発生抑制・再使用・再生利用を促進するため、ごみの減量化・資源化に貢献する市民や事業者などを支援します。

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
1人1日当たりのごみの排出量	945 g	890 g
リサイクル率	19.9%	21.6%

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
資源物中間処理施設整備事業	クリーンセンター内の中間処理施設の整備	市
資源物リサイクルセンター管理事業	資源物リサイクルセンターにおける資源物の回収	市・市民
ごみ減量・リサイクル対策補助事業	ごみの減量及び資源物のリサイクルの推進	市・地域



小学生によるクリーンセンターの見学

3 美しい自然を守る

現況と課題

本市は豊かな自然環境に恵まれており、多様な生物が生息している一方で、イノシシなどの野生鳥獣の増加が自然生態系に影響を及ぼしつつあります。また、生物多様性*の保全について、市民の認識や活動の強化が求められています。

柏崎・夢の森公園では、持続可能な社会を実現するため、「自然体験」、「環境エネルギー教育」、「ライフスタイル教育」の3つを柱とする「環境学校プログラム」を展開しています。今後は、その体験を通じ、市民協働により、里山の復元・創造を担う市民や団体を育成していく必要があります。

美しい地域環境を守るため、クリーンデー柏崎などの環境美化活動に関する啓発活動を推進しています。また、不法投棄の防止に向け、不法投棄防止美化協力員を配置し、パトロール体制を強化しているほか、再発防止の柵や看板などの設置を行っています。しかしながら、市道や林道を中心に、家庭ごみも含めた不法投棄が依然として後を絶たないため、監視体制の強化や環境保全に対する意識啓発などを推進していくことが必要です。

公害は住民の生活に身近な問題であり、騒音や悪臭など様々な公害苦情が寄せられています。これらは主に事業活動から発生し、解決に時間を要するため、粘り強い対応が必要です。

中心市街地において地盤沈下が確認されたため、「柏崎市地盤沈下防止対策基本指針」を策定し、対象地域において公共の井戸は新たに設置しないなど、消雪用地下水の過剰なくみ上げを抑制する対策を進めてきました。平成27年度の調査では、地盤沈下の沈静化の傾向が確認されたため、地下水のくみ上げの抑制を促すとともに、継続した監視を行うことが必要です。

クリーンデー柏崎

(単位：団体・人・t)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
参加団体 (団体)	288	290	296	294	294
参加人数 (人)	25,618	24,951	25,161	25,767	25,387
回収量 (t)	185	213	222	202	241
燃やすごみ (t)	82	82	76	64	80
燃やさないごみ (t)	5	5	5	6	3
側溝汚泥 (t)	98	126	141	132	158

【資料：クリーン推進課】

主要施策の 基本方向

(1) 生物多様性の保全に対する意識啓発

豊かな自然環境の保全と活用に努めながら、生物多様性*の保全に対する意識啓発を進め、環境保全活動が活発になるよう、市民の学習や活動を充実します。

イノシシやツキノワグマなど野生鳥獣の生息数の増加と生息地域の拡大に対して、有害鳥獣の捕獲により、人身被害を防止するとともに、農作物への被害を低減させます。

市民協働による里山環境の復元や動植物の保全管理のため、柏崎・夢の森公園の「環境学校プログラム」を通じ、自然に愛着を持ち、生物多様性の保全を担う人材を育成します。

(2) 不法投棄の防止と環境美化の推進

環境美化活動に取り組む地域住民の活動を支援し、地域環境の保全を進めます。

不法投棄の防止対策として、不法投棄防止美化協力員や関係機関と連携し、パトロール活動などの監視体制を強化します。

(3) 公害防止対策の推進

公害の発生を未然に防ぎ、良好な環境を確保するため、主に事業活動により発生する騒音・振動・悪臭・水質汚濁などに対して、状況の把握や継続的な監視、適切な指導に努めます。

地盤沈下は、地下水位の観測や水準測量を継続しながら、中心市街地の沈下の状況を把握するとともに、消雪用地下水の節水を促す広報を行います。また、著しい沈下(2cm /年以上)が継続する場合は、規制を含めた対策を検討し、沈下抑制に向けた効果的な取組を進めます。

高速道路沿いの生活環境を保全するため、継続して騒音測定を行い、事業者へ対策を働き掛けます。

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
環境学校プログラム利用者数	11,113 人	13,900 人
クリーンデー柏崎の参加率	29.0%	31.0%

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
柏崎・夢の森公園施設管理事業	指定管理者制度*による施設の管理・運営及び老朽化が進む設備等の更新	市・指定管理者*
クリーンデー柏崎事業	6月の第1日曜日を中心とした全市一斉の環境美化活動の実施	市・市民・町内会・事業者
不法投棄防止対策事業	月2回のパトロールと不法投棄の回収及び防止看板の設置・修理	市・地域
騒音・振動・悪臭・大気対策事業	公害の未然防止や環境基準達成状況の各種調査及び公害苦情処理	市
地盤沈下対策事業	水準測量と地下水位の観測による地盤沈下の把握 消雪用地下水の節水の広報	市・市民・事業者



夢の森公園「里山プレイパーク」